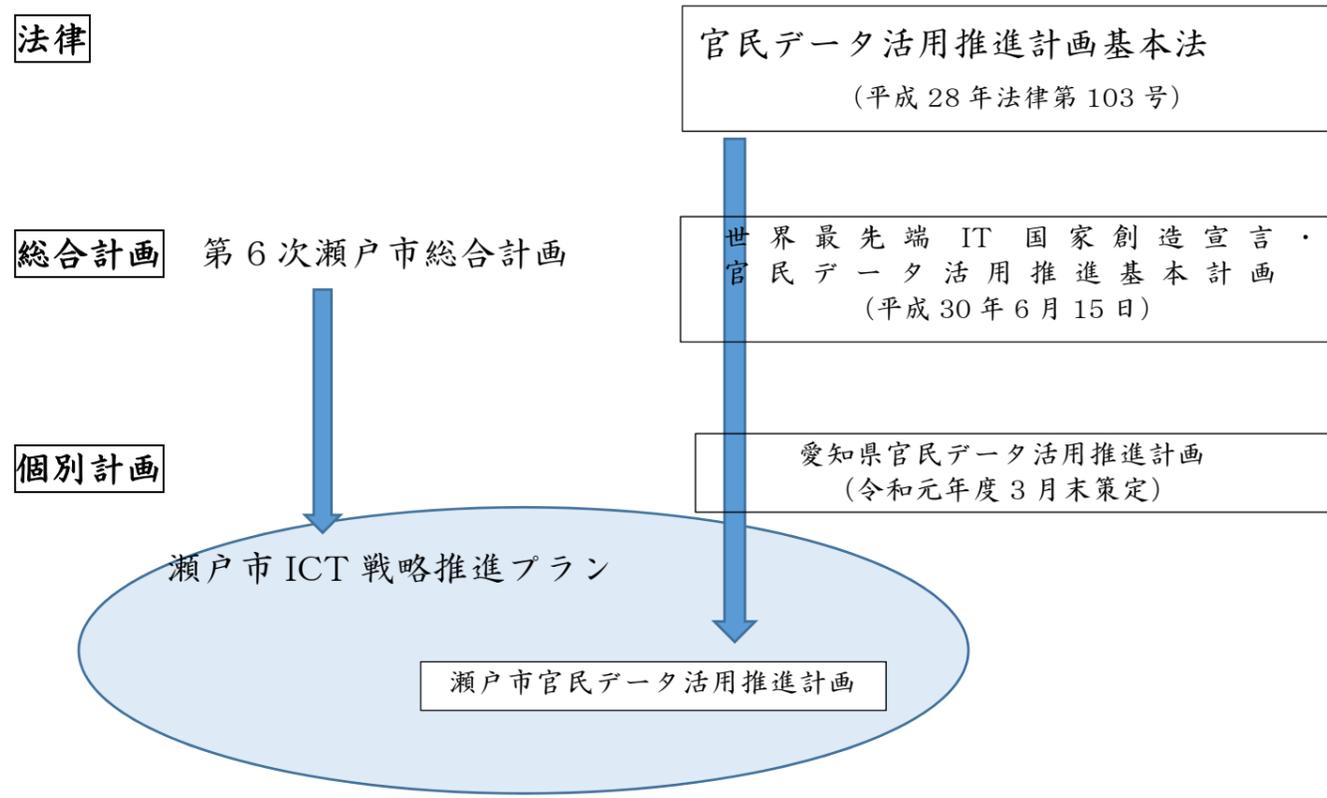


## 官民データ活用推進計画について

市町村は官民データ活用推進基本計画に即し、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して「市町村官民データ活用推進計画」を策定【努力義務】  
 （官民データ活用推進基本法第9条3項）

※平成30年度～

地域IoT実装推進事業（総務省）の補助を受けようとする市町村においては、官民データ活用推進基本法に基づく「市町村官民データ活用推進計画」を策定していることが要件。



## 「瀬戸市ICT戦略推進プラン・官民データ活用推進計画」構成（案）

第1章 はじめに

第2章 計画の位置付け

第3章 瀬戸市の現状と課題

第4章 基本方針

第5章 官民データ活用推進の目的と方針

第6章 基本目標と目指す姿

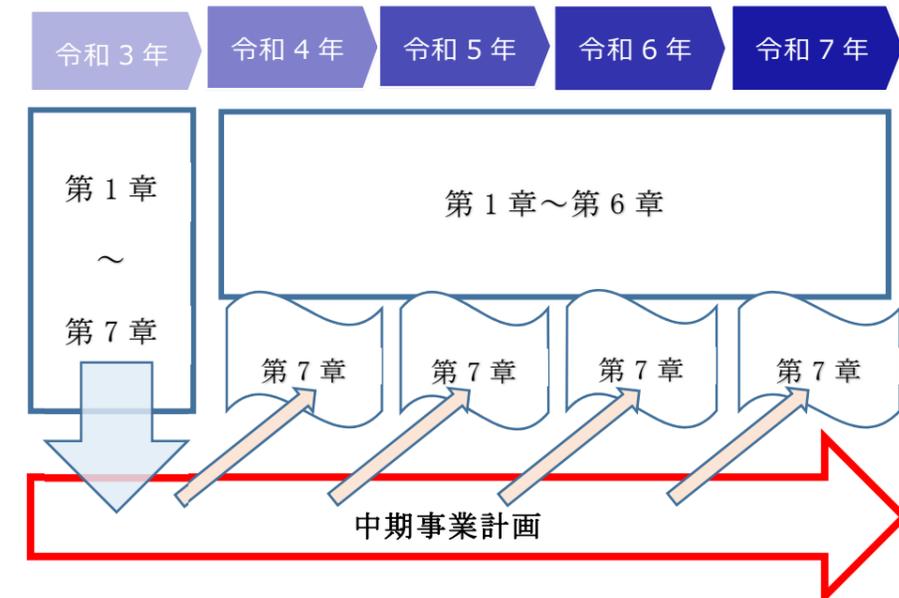
※まちの将来像「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」の実現を見据えた今後5年間の目指す姿を、基本目標ごとに施策レベルで提示。

- (1) まちの活性化
- (2) 生活の利便性向上
- (3) ICT基盤の強化
- (4) スマート自治体の実現

第7章 事業一覧

※中期事業計画から関連となる対象事業を抽出する。その他事業については、企画会議をとおして各課に照会。各事業の進行管理は中期事業計画に一元化を予定。

※中期事業計画を踏まえ、毎年度更新することとする。



**計画に記載すべき内容**

- 各地方公共団体の区域における官民データ活用の推進に関する施策を記載（法9条2項）
- ※「官民データ」とは電磁的記録に記録された情報であつて、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるもの
- 具体的には、デジタルガバメント、オープンガバメントなど「5つの柱」×「8つの重点分野」のマトリックスの中から、地方公共団体が地域の実情に応じて取り組む施策を検討し、実行までの計画を記載。ただし、地方公共団体の実情に応じたスモールスタートを推奨。（手引）

**【5つの柱】**（法に基本的施策として規定）

- デジタルガバメント
  - 行政手続等のオンライン化（法10条）
  - マイナンバーカードの普及・活用（法13条）
  - 情報システム改革・BPR（法15条1項）
  - オープンデータの促進（法11条）
  - デジタルバイド対策
  - オープンガバメント（法14条）

**【8つの重点分野】**（国の計画に規定）

- ① 電子行政
- ② 健康・医療・介護
- ③ 観光
- ④ 金融
- ⑤ 農林水産
- ⑥ ものづくり
- ⑦ インフラ・防災・減災
- ⑧ 移動

**【スモールスタートを推奨】**

既存の情報化推進計画等を利用  
 実施できる施策からのスモールスタート（※限られた予算で実行可能）  
 他の地方公共団体の先進事例も活用（※類似した課題の事例、人員等の活用）

好循環の実現（小さく生んで大きく育てる）  
 施策の追加  
 地方の特性や実情に合わせた計画推進  
 施策の効果（費用削減、業務効率化等）が生まれる  
 新たな効果（新規事業の創出、人材の育成等）が生まれる

瀬戸市 ICT 戦略推進プラン検討委員会 委員名簿

	氏名 (敬称略)	所属等	分野	専門
1	安田 孝美	名古屋大学 情報学部 教授	学識経験者	情報学
2	後藤 昌人	金城学院大学 国際情報学部 准教授 (せとまちナビ開発検討会議会長)	学識経験者	情報学 地域研究 社会・安全システム科学
3	濱村 文久	西日本電信電話株式会社 ビジネス営業 本部 公共営業部門 公共 S I ・推進 担当 担当課長	民間企業	通信 ICT ソリューション
4	前田 みゆき	株式会社日立システムズ 公共・社会 事業グループ 主席コンサルタント	民間企業	システム開発 情報セキュリティ
5	羽根 由美	NPO 法人 IT サポーターまち LINKS 顧問	NPO 法人・ 市民団体	情報リテラシー
6	林 ともみ	NPO 法人ハッピーリング 代表理事	NPO 法人・ 市民団体	地域福祉
7	寺田 康孝	瀬戸市教育委員	市民の代表	教育
8	戸田 新平	せとまちナビ開発検討会議委員	市民の代表	メディア 通信

【オブザーバー】 総務省 地域情報化アドバイザー  
愛知県 総務局 情報政策課  
瀬戸商工会議所  
名古屋大学 安田孝美研究室  
金城学院大学 後藤昌人研究室

【事務局】 瀬戸市 経営戦略部 情報政策課

全体スケジュール

日程	内容
3月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回瀬戸市 ICT 戦略推進プラン検討委員会</li> <li>(1) 委員委嘱及び委員長選任</li> <li>(2) 事務局説明</li> <li>(3) 委員意見交換 (計画骨子(案)と計画構成について)</li> </ul>
5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回瀬戸市 ICT 戦略推進プラン検討委員会</li> <li>(1) 事務局説明</li> <li>(2) 委員意見交換 (基本目標と目指す姿について)</li> </ul>
9月	<p>⇒「瀬戸市 ICT 戦略推進プラン・官民データ活用推進計画【素案】」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回瀬戸市 ICT 戦略推進プラン検討委員会</li> <li>(1) 事務局説明</li> <li>(2) 委員意見交換 (計画【素案】について)</li> </ul>
11月	<p>⇒「瀬戸市 ICT 戦略推進プラン・官民データ活用推進計画【最終原案】」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回瀬戸市 ICT 戦略推進プラン検討委員会</li> <li>(1) 事務局説明</li> <li>(2) 委員意見交換 (計画【最終原案】について)</li> </ul> <p>⇒パブリックコメントの実施</p>
2月	<p>⇒「瀬戸市 ICT 戦略推進プラン・官民データ活用推進計画【完成版】」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回瀬戸市 ICT 戦略推進プラン検討委員会</li> <li>(1) 事務局説明</li> <li>(2) 委員意見交換 (計画【完成版】について)</li> </ul>
3月	<p>⇒「瀬戸市 ICT 戦略推進プラン・官民データ活用推進計画」策定・公表</p>

## 瀬戸市 I C T 戦略推進プラン検討委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市における様々な地域課題を解決するため、情報通信技術(以下「I C T」という。)の戦略的な利活用を促進し、今後の取組みの方向性及び計画を示す瀬戸市 I C T 戦略推進プラン(以下「推進プラン」という。)の策定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 推進プランに関する事項を検討するため、瀬戸市 I C T 戦略推進プラン検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(検討事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) I C T の戦略的な利活用に関する方針
- (2) I C T の戦略的な利活用に関する取組み
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) I C T に関し学識経験を有する者
- (2) I C T に関わる民間企業、N P O 法人、市民団体等に属し専門的知識を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から推進プランを策定する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝礼)

第 6 条 委員に対して、委員会の会議(以下「会議」という。)1 回の参加につき謝礼として 7, 3 0 0 円を支給する。

(委員長及び副委員長)

第 7 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 会議は、委員長が招集する。ただし、第 1 回の会議については、市長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席及び資料の提出等を要請することができる。

3 会議の議長は、委員長をもって充てる。

4 会議は、原則として公開とする。

5 議事内容、経過及び資料は公表することとする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、経営戦略部情報政策課において行う。

(委任)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 2 4 日から施行する。

## 瀬戸市 I C T 戦略推進プラン検討委員会傍聴要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、瀬戸市 I C T 戦略推進プラン検討委員会の会議(以下「会議」という)の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴者の定員)

第 2 条 傍聴者の定員は、委員長が定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴者受付票に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の 3 0 分前から行い、会議の開会予定時刻に締め切る。ただし、会議の開会後に傍聴の申出があった場合は、傍聴者の数が傍聴者の定員に満たないとき又は満たなくなったときに限り、傍聴者の定員に達するまで傍聴できることとする。

3 傍聴を希望する者の人数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗等意思を表示する物を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を持っている者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、委員長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴者の遵守事項)

第 5 条 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 静粛に傍聴し、会議を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話等通信機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 委員長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第 6 条 傍聴者は、会議を公開としない決定があったときは、速やかに会場から退場しなければならない。

(係員の指示)

第 7 条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 8 条 委員長は、傍聴者がこの要綱に違反し、これを改善しないときは、当該傍聴者に退場を命ずることができる。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 2 4 日から施行する。